

お知らせ

保健福祉部健康衛生局薬務衛生課
(TEL 089-912-2395)
(松山市保健所衛生検査課)
令和7年11月26日(水)

令和7年度ふぐ中毒防止月間の実施について

近年、依然としてふぐによる食中毒が後を絶たない状況にあります。このことから、愛媛県及び松山市では、ふぐ中毒の発生防止を図るため、毎年ふぐを食べる機会が多くなる12月を「ふぐ中毒防止月間」と定め、ふぐ取扱者及び一般消費者に対し、ふぐ毒の知識の普及を図るとともに、ふぐを取り扱う営業施設への監視及び指導を強化します。

つきましては、当月間の趣旨をご理解いただき、ふぐによる食中毒の防止及びその啓発活動にご協力をお願いします。

ふぐ中毒防止月間実施期間

令和7年12月1日(月)～12月31日(水)

実施機関

愛媛県及び松山市

【共催機関】

各市町

一般社団法人愛媛県食品衛生協会

一般社団法人愛媛県調理師会



ふぐ毒とは！

ふぐの毒は、テトロドトキシンと呼ばれ、神経を麻痺させる作用があります。この毒力は、猛毒の青酸カリの約1000倍です。300度の加熱でも分解しないので、煮たり焼いたりの調理ではなりません。有毒の部分を食べると20分～3時間でしびれやおう吐などの中毒症状を起こし、毒力が強ければ死に至ることもあります。ふぐ毒に有効な解毒剤はありません。

ふぐをさばくには！

ふぐをさばくには、「ふぐ取扱者（愛媛県ふぐの取扱いに関する条例による）」の資格が必要です。無免許の方は、ふぐの有毒部位を除去する行為をしてはいけません。

(ただし、ふぐ取扱者立会いの下に行う場合を除く)

(参考) 近年のふぐ中毒発生状況

	愛媛県		全 国	
	事件数	死者数	事件数	死者数
平成27年	1	0	29	1
平成28年	0	0	17	0
平成29年	1	0	19	0
平成30年	1	0	14	0
令和元年	2	0	15	1
令和2年	1	0	20	1
令和3年	1	0	13	0
令和4年	2	0	10	1
令和5年	0	0	9	0
令和6年	0	0	10	0
令和7年 (※速報値)	0	0	2	0

備考 愛媛県の事件数及び死者数は、松山市発生分を含む。

※速報値：令和7年9月末までに厚生労働省に報告のあった件数